

北九州市立高等学校自転車通学規程

(目的)

第1条 この規程は、北九州市立高等学校（以下「本校」という。）の生徒が自転車通学を行うにあたり、自転車通学を許可された生徒（以下「自転車通学生」という。）の安全の確保と事務処理の円滑化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(自転車通学許可を申請できる者)

第2条 自転車通学許可を申請できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 道路交通法規及びこの規程を遵守し、安全運転に努めることを誓約する者
- (2) 当該生徒の卒業時まで、継続して傷害及び賠償責任の双方を含む保険に加入している者
- (3) 自転車の盗難又は遺失の被害に遭い、その後当該自転車発見の通報を受けた場合は、その車両を速やかに引き取ることを確約する者
- (4) その他、学校長が別に許可をした者

(使用を許可される自転車)

第3条 通学において使用を許可される自転車（以下「許可自転車」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 道路交通法規に定める普通自転車であること（改造自転車等は許可しない）。
- (2) 自転車の名義人が、当該生徒又はその保護者であること。
- (3) 自転車防犯登録を行っていること。
- (4) 安全確保に必要な整備点検がなされており、次の器材等を常備していること。
 - ア 道路交通法規に定める前照灯、警音器及び反射器材
 - イ 本校指定の通学靴を確実に積載できる器具
 - ウ 前後輪の泥よけ
 - エ ニカ所以上の防犯施錠用具（一つは車体に固定された錠であること）
- (5) 次の証票等を、後方より視認可能な後輪泥よけ部分に貼付していること。ア 自転車通学許可証（以下「鑑札」という。）

(許可の申請)

第4条 自転車通学許可を希望する生徒は、別に定める「自転車通学許可願」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ学校長に申請しなければならない。

- 2 第2条に定める事項に該当しない者及び第3条に定める許可自転車を準備できない者は、許可の申請をすることができない。

(許可願の審査)

第5条 学校長は、前条に基づき自転車通学許可の申請が行われたときは、必要書類の確認及び車体の点検等を行った上でその適否を決定する。

(鑑札の貸与と返還)

第6条 学校長は、自転車通学生にその卒業時までを有効期限とする鑑札を、有償(鑑札作成実費)で貸与する。

2 貸与された鑑札は許可自転車の後方より視認可能な後輪泥よけ部分に貼付しなければならない。

3 自転車通学生は、次の各号の一に該当するときは必ず鑑札を返還しなければならない。

- (1) 本校を卒業するとき。
- (2) 自転車通学を取りやめるとき。
- (3) 自転車通学許可を取り消されたとき。
- (4) 自転車の買い換え等で、許可自転車を変更するとき。

(自転車通学許可の取り消し)

第7条 次の各号に該当する者については、自転車通学許可を取り消すものとする。

- (1) 諸般の事情で自転車通学を取りやめる者
- (2) 第2条に定める適格事項に該当しない者
- (3) 第3条に定める許可自転車を使用できない者
- (4) 道路交通法規及びこの規程に定める違反行為を繰り返す者
- (5) 第11条に定める許可自転車の速やかな引き取りを行わず放置している者
- (6) その他、学校長が許可取り消しの必要があると認めた者

(自転車通学生の義務)

第8条 自転車通学生は、安全な自転車通学に努めるとともに、道路交通法規を守り禁止される違反行為を犯すことなく、また本校が定める次の事項を遵守しなければならない。

(1) 道路交通法規が定める禁止事項

ア 信号無視、一時不停止、歩行者優先無視、二人乗り、右側通行、並進、及び手放し運転等の無謀運転、夜間時の無灯火運転等、携帯電話操作、運転時のヘッドホン等の着用

イ 整備不良(ブレーキ、前照灯、警音器、反射器材)及び、車体の改造(変形ハンドル、二人用ステップ等)

ウ 雨天時の傘さし運転

(2) 本校が定める遵守事項

ア 本校敷地内及び、指定された道路については安全確保のため必ず下車し自転車を押して移動すること

イ 本校敷地の内外を問わず、許可を得ずに指定場所以外の駐輪及び放置を行わない

こと

- ウ 指定された場所に整然と駐輪し、必ず二重に施錠して自己管理に努めること
- エ 雨天時は、雨合羽を着用し片手運転を行わないこと
- オ 年1回実施する鑑札及び車体の点検を受けること
- カ ヘルメット着用を推奨する
- キ その他、学校長が必要と認めた事項

(事故発生時の措置と義務)

第9条 校外において交通事故等を起こし又は遭遇したときは、当該生徒及びその保護者は、その場で直ちに現場を管轄する警察署に届け出るとともに、速やかにその旨を学校長へ報告しなければならない。

- 2 自転車通学生が、故意又は過失により本校の施設・設備又は他の自転車通学生の自転車に損害等を与えたときは、当該生徒及びその保護者は速やかにその旨を学校に報告すること。

(許可自転車の遺失及び盗難時の措置)

第10条 自転車通学生は、許可自転車が遺失又は盗難の被害に遭った場合は、速やかに次の手続きを行わなければならない。

- (1) 直ちに現場を管轄する警察署に被害届を提出すること。
- (2) 別に定める「自転車通学許可取消届」に必要事項を記載して鑑札の取り消し手続きを行うこと。
- (3) 鑑札の再交付を願い出る者は、改めて許可の申請を行うこと。

- 2 自転車通学生又はその保護者は、遺失および盗難自転車発見の通報を受けたときは、自ら速やかに車両引き取りを行わなければならない。

(その他の事項)

第11条 自転車通学に関するその他の事項を、次のとおり定めるものとする。

- (1) 天災地変、火災、盗難、その他第三者が介入する被害により、許可自転車その他の付属品等に事故や損害が生じても、本校は一切その責を負わない。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- // 平成19年4月1日一部改正。
- // 平成21年4月1日一部改正。
- // 令和5年4月1日一部改正。